

平成 29 年 3 月定例会

平成 29 年 3 月 17 日

開会時間：午後 3 時 30 分

○事務局

ご起立ください。 礼。 ご着席ください。

○議長

平成 29 年、池田町議会 3 月定例会の本会議を開会します。

ただ今の出席議員は、8 名全員であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布してあります、日程表のとおりであります。

日程第 1

会議録署名議員の指名を行います。本定例会の、会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、6 番 飯田 拓見君、7 番 岩崎 昭一君、の両名を指名します。

日程第 2

議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 8 号、議案第 9 号、議案第 10 号、議案第 11 号、議案第 15 号、議案第 16 号、議案第 17 号、議案第 18 号、議案第 19 号、議案第 20 号、議案第 21 号

日程第 3

議案第 2 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 10 号、議案第 12 号、議案第 13 号、議案第 14 号、議案第 22 号

以上、23 件、21 議案を一括議題とします。

ただ今、議題としました 案件につきましては、3 月 9 日の本会議において、それぞれの常任委員会に付託してありますので、委員会の審議結果につき、各常任委員会 委員長より、報告を求めます。

総務厚生 常任委員会 委員長 飯田 拓見君

○飯田議員

(議長 飯田議員)

○議長

飯田 拓見君

○飯田議員

総務厚生常任委員会審議結果報告をさせていただきます。去る 9 日の本会議において総務厚生常任委員会に付託を受けました案件の審議の経過及び結果についてご報告申し上げます。本委員会は 15 日に委員会を開催し、付託を受けました各案件につきまして慎重に審議いたしました結果、議案第 2 号 平成 29 年度池田町一般会計予算 総務厚生常任委員会関係部門、議案第 3 号 平成 29 年度池田町国民健康保険特別会計予算、議案第 4 号平成 29 年度池田町国民健康保険診療施設特別会計予算、議案第 8 号 平成 29 年度池田町介護保険特別会計予算、議案第 9 号 平成 29 年度池田町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 10 号 平成 28 年度池田町一般会計補正予算 第 5 号 総務厚生常任委員会関係部門、議案第 11 号 平成 28 年度池田町国民健康保険特別会計補正予算 第 3 号、議案第 15 号 平成 28 年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算 第 1 号、議案第 16 号 池田町高速増殖炉サイクル技術研究開発推進補助金事業 基金条例の制定について、議案第 17 号 池田町町条例の一部改正について、議案第 18 号 池田町印鑑条例の一部改正について、議案第 19 号 池田町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第 20 号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第 21 号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について、以上 14 件につきましては、いずれも原案の通り可決することに決した次第であります。

○議 長

文教経済 常任委員会 委員長 森田 稔君

○森田議員

(議長 森田)

○議 長

森田 稔君

○森田議員

文教経済常任委員会審議結果報告。去る 9 日の本会議において文教経済常任委員会に付託を受けました案件の審査の経過及び結果についてご報告を申し上げます。本委員会は 13 日に委員会を開催し、付託を受けました各案件につきまして慎重に審査いたしました結果、議案第 2 号 平成 29 年度池田町一般会計予算 文教経済常任委員会関係部門、議案第 5 号 平成 29 年度池田町簡易水道特

別会計予算、議案第 6 号 平成 29 年度池田町下水道事業特別会計予算、議案第 7 号 平成 29 年度池田町農業集落排水事業特別会計予算、議案第 10 号 平成 28 年度池田町一般会計補正予算 第 5 号 文教経済常任委員会関係部門、議案第 12 号 平成 28 年度池田町簡易水道特別会計補正予算 第 4 号、議案第 13 号 平成 28 年度池田町下水道事業特別会計補正予算 第 4 号、議案第 14 号 平成 28 年度池田町農業集落排水事業特別会計補正予算 第 1 号、議案第 22 号 集落基盤整備事業池田の森一部計画変更について、以上 9 件については、いずれも原案の通りかけつすることに決した次第であります。以上報告を終わります。

○議長

ただ今、各委員長より、所管ごとの報告がありました。これより、委員長報告に対する、質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより議案第 2 号について、討論を行います。討論ありませんか。

○議長

はい。宇野邦弘君。

○宇野議員

議長、宇野邦弘。

○議長

宇野君。

○宇野議員

宇野邦弘でございます。議案第 2 号については反対せざるを得ません。その立場で発言いたします。なお、議案第 15、議案第 16 号、この 3 議案についてはそれぞれ関連性がありますので、この際第 15 号、16 号についても同時に反対の立場で討論をさせていただきます。議案第 2 号 平成 29 年度一般会計予算は総額 30 億 2400 万円余と前年度比 1.4%増で、様々な創意と工夫も盛り込まれています。新たな地域づくり、若者定住促進では古民家等再生補助金、住宅機能改善支援事業、角間地域と学園地域に 8 世帯分の町営住宅建設、高校生の通学費引き続き 9 割補助など、積極的施策は大いに評価するものです。またツリーピクニックアドベンチャー施設内のブランコ、ハンモック、安全柵などを手作りで行う、こういう工夫もされています。地方創生に関わって、職員などが先進地視察予算などを、これも組まれています。非常に大事なことだと思います。

池田町の収入のうち、地方交付税が 15 億 8 千万円、国と県の支出金が合わせて 3 億 8 千万円を占め、ダムの補償金関係も含めた町債が 3 億円近くです。こうした財政運営の中で、予算執行の裏付けとして、国や県の事業を採択を求めて、国庫補助や交付税措置を大いに獲得し活用することは当然です。

しかし、議案第 15 など平成 28 年度一般会計補正予算によりますと、高速増殖炉サイクル技術研究開発推進補助金事業基金積立費として 2559 万 3 千円が盛り込まれています。これは昨年度予算で決定された、旧野尻分校跡の食ラボ 食品加工施設 通称食ラボの器具、機械関係を翌年度に回すという事で活用する基金措置です。食品加工施設の施設こそ地域創生に関わる交付金で行うという事ですが、原発関係の交付金を機械、加工機器などに活用することには反対せざるを得ません。

この高速増殖炉サイクル技術研究開発推進補助金事業とは何か、事業目的を文科省のホームページで見ました。これによりますと事業目的として高速増殖炉サイクル技術の推進を図るため、当該施設の所在する地域、まあ福井県ですね、に対し、高速増殖炉の研究開発拠点を置くことの利点が還元されるよう当該施設における科学技術及び教育の振興に対する支援を実施するために交付金を交付し、もって原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資する、この事業目的で触れています。ご存じのように高速増殖炉もんじゅは総額 2 兆円近い税金を注ぎながら、結局実有価の道を開くという方向を作ることできないまま昨年度国は廃止を打ち出しました。夢の原子炉といわれて多額の国費が注ぎ込まれてきましたが、結局高速増殖炉路線の破たんは明瞭です。こんな時に、引き続きこうした原発推進、ましてや破たんがはっきりしている高速増殖炉サイクル関係の補助を受けることなどもってのほかです。

原発の危険、放射線の廃棄物の処理もままならないことは、今も続いている福島原発事故の実態を見ても明らかではないでしょうか。こうした原発がらみのお金に頼ることに通じて財政まで歪められてきたのは、原発立地の町の実態を見ても明らかです。合併を拒否して独自に頑張っている池田町は今日まで、杉本町長をはじめとしたリーダーシップ、時にはワンマンに、あるいは職員の声を聞こうとしない、こういう姿勢もままありますけれども、とにかく関係者の奮闘で健全財政で頑張っています。こんな補助事業といいますか、公金を受けるべきではありません。やらない方がましです。またどうしてもというならば、例えば額は小さいですけれども、私がかねがね言っています、今なお不透明なまま、今年も 300 万円の町長交際費盛り込まれています。こうした予算の徹底的な無駄の検証、こういう事を通じてこうした原発がらみのお金は受けるべきではありません。食ラボ施設の整備事業については、先の 2 月の国の第 2 次補正でライフワーク活動拠点ワークベースコプラボ事業として交付税処置が決定

されたという事であります。大いにこうした資金、交付金こそ獲得するために頑張るべきです。重ねて言いますが、安易に破綻している高速増殖炉サイクル路線に、原発路線に加担する道から、池田町こそ早く脱却すべきです。議案第16号でも池田町高速増殖炉サイクル技術研究開発推進補助金基金条例の制定について提案されています。

今年度の6月補正予算で盛られ、実際の失効は来年度に盛り込まれたために、わざわざこんな基金条例まで1年限りでつくって進めることはいかがでしょうか。また一般会計では学校給食費の保護者負担分として723万円が計上されています。今全国で単なる子ども支援という事にのみならず、貧困対策としても給食費無料化の自治体が増えています。義務教育は本来無償です。こうした改善点も求めて議案第2号、並びに議案15、16号についての、3案についての反対の立場を表明させていただきます。ありがとうございました。

○議長

他に討論ありませんか。それでは、議案第2号について採決します。議案第2号を、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は起立願います。

ありがとうございます。起立多数です。よって議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号から議案第9号まで7件について、討論を行います。討論ありませんか。

討論なしと認めます。それでは、議案第3号から議案9号まで7件を一括して採決します。議案第3号から議案第9号までを原案のとおり決定することに、賛成の諸君は起立願います。

ありがとうございます。全員起立です。よって議案第3号から議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号について、討論を行います。討論ありませんか。

討論なしと認めます。それでは、議案第10号について採決します。議案第10号を、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は起立願います。

ありがとうございます。起立多数です。よって議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号から議案第15号まで5件について、討論を行います。討論ありませんか。

討論なしと認めます。それでは、議案第11号から議案第15号まで5件を一括して採決します。議案第11号から議案第15号までを原案のとおり決定することに、賛成の諸君は起立願います。

ありがとうございます。全員起立です。よって議案第11号から議案第15号

までは、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号について、討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。それでは、議案第 16 号について採決します。議案第 16 号を、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は起立願います。

ありがとうございます。起立多数です。よって議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号について、討論を行います。討論ありませんか。

討論なしと認めます。それでは、議案第 17 号について採決します。議案第 17 号を、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は起立願います。

ありがとうございます。全員起立です。よって議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号について、討論を行います。討論ありませんか。

討論なしと認めます。それでは、議案第 18 号について採決します。議案第 18 号を、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は起立願います。

ありがとうございます。全員起立です。よって議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号について、討論を行います。討論ありませんか。

討論なしと認めます。それでは、議案第 19 号について採決します。議案第 19 号を、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は起立願います。

ありがとうございます。全員起立です。よって議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号について、討論を行います。討論ありませんか。

討論なしと認めます。それでは、議案第 20 号について採決します。議案第 20 号を、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は起立願います。

ありがとうございます。全員起立です。よって議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号について、討論を行います。討論ありませんか。

討論なしと認めます。それでは、議案第 21 号について採決します。議案第 21 号を原案のとおり決定することに、賛成の諸君は起立願います。

ありがとうございます。全員起立です。よって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号について、討論を行います。討論ありませんか。

討論なしと認めます。それでは、議案第 22 号について採決します。議案第 22 号を原案のとおり決定することに、賛成の諸君は起立願います。

ありがとうございます。全員起立です。よって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4

議案第 23 号 池田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。議案の朗読を省略します。町長より提案理由の説明を求めます。

○町 長

(議長 町長 杉本)

○議 長

町長 杉本君

○町 長

ただ今場提されました議案第 23 号池田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案につきましては、去る 2 月 28 日特別職等報酬審議会を開催し、町議会においての議会のあり方検討会報告書を参考に慎重なるご審議を頂きました。その結果、若者、現役世代等の議会参画向上のためにも、また、21 年間見直しが行われていないことなどから、議員報酬月額を 25 万 5 千円に、副議長報酬月額を 27 万円に、議長報酬月額を 31 万円にとの答申を頂きました。この真に答申を受け条例の一部改正をお願いするものであります。何卒十分ご審議のうえご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

これをもって質疑を終わります。これより、討論を行います。討論ありませんか。

はい、宇野邦弘君

○宇野議員

宇野邦弘。

議案第 23 号池田町議員の議員報酬の及び費用弁償等の関する条例の一部改正については反対の立場で討論いたします。この間議員の中で池田町議会のあり方検討会を重ねてまいりました。その中であらためて池田町議員の報酬の低さは私も含めて共通の認識となりました。問題は、町民の中に議会が、議員がどういう役割を發揮しているか、もっともっと知ってもらい、こういう事抜きに値上げっていうのは正しくない。こういう意見も出されました。私も同感であ

ります。

こうした議会でのあり方検討会の中では、私以外の中でも今この機に上げるのは如何なものかと、こういう意見もありました。当然です。2月28日に開かれた池田町特別職等の報酬審議会の概要という報告を理事者から受け取りましたけれども、この中でも審議会の中で出された意見として議会をどのようなことをしているのか町民はあまり知らないという現状があるのも事実、議員の活動が見えてこない、こういう意見なども出されたという風に聞いています。議会活動が活性化されるならば報酬の引き上げは考えるべきだ、こういう意見も出ています。町民から厳しい見方もあることを考慮すべきだ、上げ幅が大きいのではないかと、町民がどう思うのか疑問だ、こういう意見も出されています。

確かに若い世代が本当に議員活動に熱意を燃やすには議員報酬は少ないのは現状であります。どうしても上げるといえば任期途中のこの4月からでなくて今期の議会が終わった後に、新規の新たな議会議員選挙を受けてあげるとしても少なくともそういう時期が望ましいのではないかと、4月1日からこうした報酬を引き上げるといふ点については以上の理由で反対いたします。

○議 長

次に、賛成の討論ありませんか。

○飯田議員

議長 飯田茂治

○議 長

飯田茂治君

○飯田議員

飯田。

池田町議議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について賛成の立場にて発言します。

我々町議会においては、地方創生が叫ばれる中、住民参加型の町づくりを進めるため住民への情報発信のあり方、審議体制や議会活動の高度化、議員定数と報酬等について4回に及ぶ検討会を実施するとともに、長崎県牡鹿町議会への視察研修を実施するなど、全議員で1年余りをかけて議論検討を重ねてまいりました。その中、議員報酬については全国的に町村議会議員のなり手不足が深刻さを増してきていること、特に若者現役世代になり手不足は深刻さを増しています、その一因に議員報酬の低さが指摘されております。

また、専門家の意見の中には議員は町の名士の存在から職業化すべきと指摘も出されています。老若男女の意見が反映され地方自治を進めなければならぬ今、議会のあり方検討会において議論してきた議会の見直しを進めるとともに報酬についても見直しを図るべきと考えます。よって多世代参加型によるまた、開かれた議会をめざし議会の責任と覚悟をもって見直しを求めたものであります。

報酬審議会の審議を得ての条例一部改正であり、また議員報酬が平成 8 年以降見直しが行われていないことや、費用弁償等についても明確化を進めることを含め本案に賛成であるとの意見を述べて討論といたします。

○議 長

他に、討論ありませんか。

これで、討論を終わります。それでは、議案第 23 号について採決します。お諮り致します。議案第 23 号について、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は起立願います。

ありがとうございます。起立多数です。よって議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5

議案第 24 号 池田町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正についてを議題とします。議案の朗読を省略します。町長より提案理由の説明を求めます。

○町 長

(議長 町長 杉本)

○議 長

町長 杉本君

○町 長

ただ今上程されました議案第 24 号池田町特別職の給与及び旅費等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案は町長、副町長並びに教育長の給与につき、先の特別職等報酬審議会にてご審議いただいたもので、平成の市町村合併議論が進む中で減額されておりました各報酬について、その時点の水準に戻そうとするものであります。町長給与月額については 82 万円に、副町長月額については 65 万円に、教育長給与月額については 56 万円とする条例の一部改正をお願いするものであります。何卒十分ご審議のうえご決議賜ります

ようお願い申し上げます。

○議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

これをもって質疑を終わります。これより、討論を行います。討論ありませんか。

○宇野議員

はい、宇野

○議長

はい、宇野邦弘君。

○宇野議員

はい、宇野邦弘。

特別職報酬についての議案には反対いたします。確かに合併時期に減額されてきたという事はありません。同時に小さい自治体として町長をはじめ、いろいろな苦労があると思いますけれども、極力こういう経費は必要最小限に抑えるべきじゃないかという点では今までの額で妥当ではないかと思えます。町長現在73万5千円を82万円、ある意味では大幅アップだと思います。今政治と金の問題が本当にどこでも大問題になっています。政務活動費、池田町ではありませんけれども、議員のこういうお金の使い方大問題になっています。こういう時だからこそより慎重に、こうした引き上げは検討すべきだという立場で現時点での引き上げについては反対です。以上です。

○議長

他に討論ありませんか。

これで討論を終わります。

それでは、議案第24号について採決します。お諮り致します。議案第24号について、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は起立願います。

ありがとうございます。起立多数です。よって議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第25条 平成28年度 池田町一般会計補正予算 第6号を議題とします。議案の朗読を省略します。町長より提案理由の説明を求めます。

○町 長
(議長 町長 杉本)

○議 長
町長 杉本君

○町 長
ただいま議題となりました議案第 25 号 平成 28 年度 池田町一般会計補正
予算 第 6 号につきましては、138 万 9 千円を追加し、予算の総額を 40 億 1497
万円といたすものであります。その主な内容は、4 款衛生費 1 項保健衛生費 5
目環境衛生費におきまして葬祭場の委託料として 38 万 9 千円を、13 款諸支出金
1 項基金費 16 目町づくり自治基金費におきましては、ふるさと納税の 100 万
円の追加をお願いするものであります。何卒十分ご審議のうえご決議賜ります
ようお願い申し上げます。

○議 長
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
これをもって質疑を終わります。これより、討論を行います。討論ありませ
んか。
討論なしと認めます。それでは、議案第 25 号について採決します。お諮り致
します。議案第 25 号について、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は起
立願います。
ありがとうございます。全員起立です。よって、議案第 25 号は原案のとおり
可決されました。

日程第 7

議案第 26 号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。
事務局に議案を朗読させます。

○事 務 局
(議長 事務局長 森川)

○議 長
事務局長 森川君

○事 務 局
議案第 26 号 副町長の選任につき同意を求めることについて、池田町副町長

に下記の者を選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により議会の同意を求めます。住所、池田町池田第 11 号 3 番地 15、氏名、溝口淳、生年月日、昭和 46 年 9 月 6 日、平成 29 年 3 月 17 日提出、池田町長名であります。以上です。

○議 長

町長より提案理由の説明を求めます。

○町 長

(議長 町長 杉本)

○議 長

町長 杉本君

○町 長

ただいま議題となりました、議案第 26 号 副町長の選任につき同意を求めることにつきましては、昨日 16 日をもって町職員を退職いたしました、池田町池田の溝口淳氏をこの度副町長に選任いたしたく、議会の同意をお願い致します。溝口氏は平成 6 年に農林水産省上級官僚として入省し、平成 11 年からは池田町職員となり、総務政策課長、特命政策課長、そして総括監理官と歴任してまいりました。頭脳明晰にて冷静温厚なる人物であります。副町長に適任と存じますので、何卒ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

これをもって質疑を終わります。これより、討論を行います。討論ありませんか。

討論なしと認めます。それでは、議案第 26 号について採決します。お諮り致します。議案第 26 号について、原案のとおり同意することに、賛成の諸君は起立願います。

ありがとうございます。全員起立です。よって、議案第 26 号は原案のとおり同意されました。暫時休憩します。

休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま、副町長に選任されました池田町池田第 11 号 3 番地 15 溝口 淳君が議場におります。副町長に任命することに同意いたしましたので、告知します。副町長 溝口 淳君から発言が求められていますのでこれを許します。

○副町長

(議長 副町長 溝口)

○議長

副町長 溝口君

○副町長

ただ今私の副町長選任議案につき議員皆様のご同意を賜りましたこと、心よりお礼申し上げますとともに、この場をお借りして一言ごあいさつさせていただきます。

私は平成11年に池田町役場に奉職して以来、杉本町長の下で地域の皆様、また役場職員の皆様とともに、やりがいのある仕事に携わる中で、多くの事を教えていただきながら職員として勤めてまいりました。この度副町長という重責を頂きましたことは、身に余る大変栄誉な事でありますとともに、与えられた責任の大きさに身が引き締まる思いです。これまで得たこと学んだことを活かし、誠心誠意職務に臨んでまいりたいと考えております。今の池田町は確かに人口減少が進み、将来への課題が少なくないとも言います。しかしながら、これまでの町づくり活動が確実に蓄積され、さらには田園回帰という新しい風が吹いている中、地域の知恵と工夫と意志を一つにして高めていくことで豊かな明日が開かれていくという希望も感じております。

私はこの重要な局面において町政を担われる杉本町長を支える副町長としてその職務を全力で果たしてまいり所存ですので議員各位のより一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長

日程第8

発議第3号 参議院選挙における合区の解消に関する意見書の提出についてを議題とします。事務局に、発議を朗読させます。

○事務局

(議長、事務局長、森川)

○議長

事務局長 森川君

○事務局

発議第3号 参議院選挙における合区の解消に関する意見書の提出について、上記の意見書を別紙の通り地方自治法第112条、及び池田町議会会議規則第14条の規定により提出します。平成29年3月17日提出、池田町議会議長 佐野和彦様、提出者 池田町議会議員 飯田拓見、賛成者、池田町議会議員 岩崎昭一、同じく和田義則、同じく飯田茂治、同じく宇野邦弘、同じく三ツ本一雄、提出先 内閣総理大臣、総務大臣、参議院議長、提出理由 昨年7月県政史上初の合区による参議院選挙が実施されたが、投票率の低下など多くの問題点が明らかとなった。現在地方においては、地方創生に向けて懸命に取り組みを始めたところであるが、人口によって単純に区割りを決定する合区は、人口の少ない地方の切り捨てにつながり、地方創生にも逆行するものである。よって今後の参議院選挙制度の抜本的な見直しにあたっては合区を解消し、地方の意見を十分国政に反映できる仕組みを構築すべきであることから、地方自治法第99条の規定により関係機関に対し意見書を提出する。以上です。

○議長

本案について、提案理由の説明を求めます。

○飯田議員

(議長、飯田拓見)

○議長

飯田拓見君

○飯田議員

発議第3号 参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書についての提案の理由を申し上げます。我が国の都道府県制度は地域の生活文化に根差し、定着した地方自治の法源です。加速的に進む人口減少と、一極集中の是正にむけて、我々は地方創生に期待し、地域の存続をかけて懸命に取り組みを始めたところであります。

しかし、参議院選挙における選挙区の合区は地方の声が国政に届きにくくなり、地方切り捨てにつながる危惧と国政に都道府県単位で代表を出せる県だと出せない県が生ずるという新たな不平等をもたらすこととなります。国会及び政府におかれては合区を解消し、都道府県を選出区分とする選挙制度の原則を堅持して、地方の声がきちんと国政に反映できる仕組みを構築されるよう求めるものであります。よろしくご審議のうえ妥当なる決議を賜りますようお願い

申し上げます。

○議 長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

これをもって、質疑を終わります。これより、討論を行います。討論ありませんか。

討論なしと認めます。これより、発議第 3 号 参議院選挙における合区の解消に関する意見書の提出についてを採決致します。お諮り致します。本案を、原案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、発議第 3 号は原案のとおり可決されました。以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて終了しました。町長より、発言が求められていますので、これを許します。

○町 長

(議長、町長杉本)

○議 長

町長、杉本君

○町 長

9日間にわたりました3月定例会が閉じられるにあたり一言御礼申し上げます。最初に議員各位には連日慎重熱心なるご審議を頂き、先ほどは全議案妥当とのご決議を頂きましたこと、ここに深く敬意を表し厚く御礼を申し上げる次第でございます。また会期中頂きました数多くのご意見、ご助言につきましては十分尊重いたしますとともに、今後の改善や提案に活かしてまいり所存でございます。引き続きのご指導、ご支援をお願い申し上げる次第でございます。結びに、春の訪れは三寒四温の繰り返しと言われますが、池田の里も確実に春めいてまいりました。この一年の平穏と山野の恵、豊かなることを祈り本定例会御礼の言葉といたします。ありがとうございました。

○議 長

(議長、立ってあいさつ)

3月定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、さる 9 日に開会以来、本日まで 9 日間にわたり、理事者より提案されました、各議案につきまして、本会議並びに、委員会を通じ、慎重に御審議いただき、本日ここに、全日程を終了できましたことを、心から深く感謝申し上げます。今後とも、議会運営につきましては、皆様方の特段のご協力をお願い申し上げます。

なお、理事者におかれましては、審議の間、常に真摯な態度で審議にご協力をいただきましたことに、厚くお礼申し上げます。

また、会期中、議員各位からの質問、あるいは質疑などの意見、要望につきましては、尊重していただき、町民の福祉向上のため、万全を期されるよう、お願いを申し上げます。

結びになりますが、池田にも春の足音が近づいてまいりました。町民の皆さまにおかれましては、健康に十分留意され、益々のご活躍をご祈念し、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

(議長、座る)

これにて、平成 29 年、池田町議会、3 月定例会を閉会します。

○事務局

ご起立ください。礼

閉会時間 午後 4 時 23 分

議 長

署名議員

署名議員